

連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護重要事項説明書

< 年 月 日 現在 >

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

(1) 当事業所ご利用者さま相談・苦情担当

担当 田井 勇亮 電話 075-708-1066

(2) その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口若しくは、京都府国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

・区市町村名 左京区

担当 左京区役所健康長寿推進課 電話 075-702-1069

・京都府国民健康保険団体連合会

担当 介護相談係 電話 075-354-9090

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	株式会社ケア・サポート 上高野事業所
所在地	京都市左京区上高野隣好町10番地
介護保険指定番号 ・その他のサービス	連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (京都 2690600107 号)
地域 *	左京区 上高野・大原・八瀬

(2) サービスの提供時間帯

24時間365日対応

3. サービス内容

- (1) 定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の訪問サービス(定期巡回サービス)
- (2) あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員の訪問、もしくは看護師等による対応の可否等を判断するサービス(随時対応サービス)
- (3) 随時対応サービスにおける訪問の可否等の判断に基づき、利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の訪問サービス(随時訪問サービス)を提供します。

連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、入浴・排泄その他日常生活上必要な介護は事業所の介護職員が行い、療養上の世話・診療の補助が必要な方には、連携する訪問看護事業所の看護職員が看護サービスを行ないます。

4. サービス提供体制

(1) 管理者

事業所の従事者の管理、及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる者を1名配置しております。

(2) 計画作成責任者 (7名以上)

1名以上配置しております。

・計画作成責任者は、事業所に対するサービスの利用の申込に係る調整、サービスの内容の管理、連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の作成等を行います。

(3) 訪問介護員等 (13名以上)

定期巡回サービスを行う訪問介護員等

交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上を配置しております。

随時対応サービスを行う訪問介護員等

提供時間帯を通じて、1名以上配置しております。

・訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たります。

(4) オペレーター (8名以上)

提供時間帯を通じて、1名以上配置しております。

・オペレーターは、24時間365日利用者からの通報に対応致します。

5. 利用料金

(1) 利用料

介護保険でサービスを利用した際の利用者負担は、原則として下記基本料金(料金表)の1割です。
 ※平成30年8月から一定以上の所得がある方は、利用者負担が2割、3割となります。
 ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
 ※登録期間が1月に満たない場合又は短期入所サービスをご利用される場合は日割となります。

【 料金表 】 - 基本料金 -

介護度	基本報酬	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	¥58,272	¥5,827	¥11,654	¥17,481
要介護2	¥104,004	¥10,400	¥20,801	¥31,201
要介護3	¥172,698	¥17,270	¥34,540	¥51,809
要介護4	¥218,461	¥21,846	¥43,692	¥65,538
要介護5	¥264,204	¥26,420	¥52,841	¥79,261

※通所介護、通所リハビリテーションまたは認知症対応型通所介護を利用された日は、基本料金より1日につき以下金額を減額致します。

【 料金表 】 - 減額料金 -

介護度	基本報酬	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	¥663	¥67	¥133	¥199
要介護2	¥1,187	¥119	¥238	¥357
要介護3	¥1,968	¥197	¥394	¥591
要介護4	¥2,493	¥250	¥499	¥748
要介護5	¥3,006	¥301	¥602	¥902

(2) 加算等 (加算につきましても一定以上の所得がある方は、利用者負担が2割、3割となります。)

【 初期加算 】

321円 1日につき

指定連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した日、また一定期間未利用の状態が継続し再びサービスを開始される日から30日以内の期間において加算されます。

【 介護職員等処遇改善加算 I (Iロ) 】

27.8% 1月の所定単位数

対象範囲の拡大および加算率の見直しが行われ、介護従事者全般の処遇改善を図る仕組みが強化されています。

【 サービス提供体制強化加算 II 】

6,848円 1月につき

サービスの質が一定以上に保たれた事業所を評価する為の加算です。

【 総合マネジメント体制強化加算 II 】

8,560円 1月につき

他職種との連携体制を評価する為の加算です。*本加算は区分支給限度基準額の算定には含まれません

(3) 交通費

※前記2の(1)の通常の実施地域を越えた地点からの距離を以って算出。

通常の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、訪問介護員がおたずねするための実費が必要です。

実費とは、下記【交通費算出表】に定めるとおりいたします。

【 交通費算出表 】

距離(片道)	0km～10km未満	10kmを超える場合10km増すごとに 200円を追加
料金(往復)	200円	

(4) その他

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付費が直接事業者を支払わない場合があります。

その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日京都市の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

6. 当事業所の運営方針

ご利用者及びご家族の不安を取り除き、安心の提供に努め、満足頂けるサービスを提供することを基本方針とします。

7. 介護・医療連携推進会議の設置

利用者、家族、地域住民の代表者、医療関係者、地域包括支援センターの職員、有識者等により構成される「介護・医療連携推進会議」を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を概ね6ヶ月に1回以上設けます。

8. 訪問看護事業所との連携

連携する訪問看護事業所は、訪問看護ステーション宝ヶ池とする。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、連携する訪問看護ステーション宝ヶ池の看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行なうアセスメントの結果を踏まえ作成する。

訪問看護事業所との連絡体制については、日中は事業所へ連絡、夜間・休日はオンコール体制で24時間365日の連絡体制を確保する。

(1) 訪問看護を利用した場合、下記利用料が追加となります。

介護保険でサービスを利用した際の利用者負担は、原則として下記基本料金(料金表)の1割です。

※平成30年8月から2割負担の方のうち、特に所得等が高い方は、利用者負担が3割となります。

【料金表】－基本料金－

介護度	基本報酬	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	38,359	3,836円	7,672円	11,508円
要介護2				
要介護3				
要介護4				
要介護5	46,919円	4,692円	9,384円	14,076円

※ 訪問看護サービスを利用されない場合であっても、アセスメント・モニタリングは連携する訪問看護ステーションの看護師若しくは当事業所が実施する他の事業に従事する看護師等が定期的に行ないますが、その場合利用料は発生致しません。

9. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
主治医	
病院または診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

10. 合鍵の管理及び紛失時の対処方法

合鍵の管理場所・管理については、預り証を交わし、厳重にかつ細心の注意で取り扱います。

万が一、紛失した際は、直ちに管理者へ報告し、ご利用者、ご家族と協議の上、当方負担により鍵の交換設置をいたします。

11. 事故発生時の対応方法

(1) 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに処置を施し、上記9. の緊急連絡先、必要に応じて、主治医、居宅介護支援事業者へ連絡致します。また、事故の内容について記録し、保険者へ所定報告用紙にて速やかに報告いたします。

(2) 損害賠償

事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

12. 秘密保持

事業所の訪問介護員及び事業所担当職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約終了後も同様です。
事業所は利用者及び、家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及び家族の個人情報を用いません。

13. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
(2) 虐待の防止のための指針を整備します。
(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとします。

14. 当法人の概要

名称・法人種別	株式会社ケア・サポート		
代表者役職・氏名	代表取締役 駒井 良		
法人所在地・電話番号	京都市中京区麩屋町通竹屋町上る舟屋町423番地1 075-744-5020		
事業所名	上高野事業所		
事業所数	連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1ヶ所	
	訪問介護	1ヶ所	
	介護予防訪問介護	1ヶ所	
	介護予防・日常生活支援総合事業	1ヶ所	

15. 関連法人の概要

なし

16. その他

第三者評価受診
前回受診日(2025年 3月)
評価機関名:京都府介護福祉士会
第三者評価サイトにより公表

連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業者
所在地 京都市左京区上高野隣好町10番地
名称 株式会社ケア・サポート 上高野事業所
説明者
氏名 印